

議案第16号

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月25日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に改  
める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。